

平成十三年三月十六日受領
答弁第一一〇号

内閣衆質一五一第二〇号

平成十三年三月十六日

内閣総理大臣 森 喜 朗

衆議院議長 綿 貫 民 輔 殿

衆議院議員金田誠一君提出外務省公金横領疑惑と予算執行職員の責任に関する質問に対し、別紙答弁書を
送付する。

衆議院議員金田誠一君提出外務省公金横領疑惑と予算執行職員の責任に関する質問に対する答

弁書

一及び二について

内閣官房の報償費に関し、予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第七十二号）第二条第一項に規定する予算執行職員は、同項第一号に規定する支出負担行為担当官である会計担当内閣参事官（同人に係る同項第八号に規定する代理官（以下「代理官」という。）は内閣総務官室に属する他の内閣参事官）、同項第三号に規定する支出官である内閣府大臣官房会計課長（代理官は内閣府大臣官房会計担当参事官）及び財務省会計センター会計管理部長（代理官は財務省会計センター会計管理部会計事務調整官）、同項第四号に規定する資金の交付を受ける職員である内閣府大臣官房会計課用度・給与担当課長補佐（代理官は内閣府大臣官房会計課給与第一係長）並びに内閣官房内閣総務官室、内閣府大臣官房会計課、財務省会計センター会計管理運用部及び同センター会計管理部の職員のうち同項第十二号に規定する補助者として命ぜられた者であり、これらの職員による事務は適正に行われていたと考えている。